

第2章 平常時の備え

災害発生時の迅速かつ適切な栄養・食生活支援活動を行うためには、平常時からの十分な備えが必要であり、現状把握、体制整備、普及啓発など各機関において取組みを行う。

1 市町村の取組

(1) 支援体制の整備

□管理栄養士・栄養士の適正配置

被災者支援を担う市町村において、管理栄養士・栄養士の配置状況により栄養・食生活支援に係る対応は大きく異なる。必要な支援が可能となるよう平常時から適正な配置をしておく。

□災害時の栄養・食生活支援活動に係る共通理解

災害時の栄養・食生活支援活動の必要性について、所内及び自治体内で理解を得ることが、実際の活動において有効である。特に、平常時から行政管理栄養士・栄養士の活動を通し、顔の見える関係づくり（信頼）や専門職としての発言力、調整力を発揮しておくことが必要である。

□災害時の栄養・食生活支援活動に係る要請

災害の規模に応じて必要な人的、物的要請を関係部署に伝えることができるよう、連携体制を整備しておく。

(2) 地域防災計画またはマニュアル等の整備、教育研修

□地域防災計画に、栄養・食生活支援に係る内容を記載

地域防災計画に、被災者への食料供給体制や栄養・食生活支援体制、要配慮者への支援体制、一般家庭における食料備蓄の普及啓発の4項目は掲げ、行政内での周知をしておく。なお、各項目の詳細については、別途、マニュアル等を整備しておく。

栄養・食生活支援に係る内容例

- ・食料供給体制の記載
(備蓄量、備蓄方法、備蓄場所、輸送方法、備蓄内容等)
- ・栄養・食生活支援体制の記載
(被災者の健康及び栄養状態の維持(提供食の栄養基準設定、献立作成、食事調査・評価等)、栄養相談対応、食品衛生助言等)
- ・要配慮者への支援体制記載
(要配慮者の設定、把握方法、提供食の内容、個別相談対応等)
- ・一般家庭における食料備蓄の普及啓発の記載
(備蓄量、備蓄内容、熱源確保、調理法等)

□災害時の栄養・食生活支援に係るマニュアル等を整備

災害発生時は、所内にいる職員または登庁できた職員で対応することになる。そのため、災害時の栄養・食生活支援に必要な事項及び帳票類の整備、周知をしておく。

発災直後に対応すべき優先事項

- ・市町村の管理栄養士・栄養士又は保健師の出勤状況（連絡網）
- ・保健所へ被災状況（概要）の報告（電話・メール）

避難所開設後に対応すべき事項

- ・避難所等への食品提供状況確認（災害対策本部、広域災害・救急医療情報システム（EMIS））
- ・要配慮者の把握（避難所受付票、健康相談票、避難所避難者の状況日報、EMIS）

□アクションカードの作成

アクションカードは、限られた人員と資源で効率的に対応を行っていくため、カードを読めば必要な行動がわかるように準備しておくものである。
各市町村の現状や災害時の体制等に合わせて作成し、平常時から職場内で共有して実際に動けるようにしておく必要がある。

□ボランティア等の地区組織との協力体制の整備

炊き出し等の食事提供は、地区組織等の協力を得て実施する。炊き出しのできる場所や必要な器具などをリスト化し、周知を図っておく。また、管内の学校給食施設等で炊き出しができる施設をリスト化し、その施設と食事提供に関する協定を締結しておく。

□災害時の栄養・食生活支援に係る研修の開催または受講

地域の体制に応じた支援活動について、整備したマニュアル等の普及や連携した取組みの実現に向け、所内（課内）職員はもとより、関係各課や関係機関、団体等との検討会や研修会を開催又は参加し、災害時の対応に備える。

（３）提供食の把握

□災害時に被災者へ提供する食事内容の把握

市町村の地域防災計画等を参考に、備蓄状況や提供食について把握しておく。人口に対して何日分あるのかも把握しておく。また、栄養・食生活支援の視点から必要な食料等について、市町村の防災担当課及び食料供給の担当課へ提案する。

□食事提供に係る担当部署の把握

市町村の防災計画をもとに、食料及び水の供給の担当部署を把握しておく。また、平常時から担当課の職員と顔の見える関係を構築しておく。

□食事調査の方法の設定

避難所等で提供される食事について、適切なエネルギー及び栄養量を確保するため、食事調査を実施できるよう保健所等と調整・検討する。

（４）要配慮者の把握

□栄養・食生活支援が必要な要配慮者の対象の決定

災害時に、食事に関する対応が必要となる者の対象を保健師等と連携し、保健活動の対象とあわせて決めておく。

把握対象例

- 摂食・えん下困難者(高齢者・障害者含む)
- 食事制限がある慢性疾患者(糖尿病、高血圧、腎疾患等)
- 食物アレルギー疾患者
- 乳幼児
- 妊産婦
- 身体・知的・精神障害者
- 経管栄養(胃瘻、鼻腔)
- 外国人

□栄養・食生活支援が必要な要配慮者数の推定

要配慮者数の把握は、災害時に避難所等での受付等を利用して把握することとなるが、事前に乳幼児健診や特定健康診査、レセプト等の情報を基に、対象数を推定しておくこと、要配慮者に必要な備蓄食品の準備に有効である。

□栄養・食生活支援が必要な要配慮者把握方法の決定

要配慮者数の把握は、災害時に避難所等での受付等を利用して把握するか、もしくは事前に保健師等と連携し、既存の台帳の整理またはリスト及びマップ化し、該当者を把握しておく。必要に応じ民生委員との打合せも行う。

(5) 被災者支援

□避難者への食事提供方法の検討

発災による避難者は、避難所に限らず、車中や軒先、野外等、さまざまな場所に避難する場合を想定し、さまざまな場所に避難している住民にどのように食事を提供するの
か、要配慮者の把握等、事前に関係各課と連携し、把握する方法や食事の提供方法等
について協議しておく。

□食事提供の担当部署との連携体制の整備

地域防災計画において、避難所等の食料調達を担当する部署と連携し、避難者へ提供
する食事の内容について、エネルギー及び栄養量の確保や摂食・えん下困難者、疾病に
よる食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者、乳児、妊産婦等の要配慮者への提供
方法について、事前に検討し、備蓄や協定、炊き出し等の準備に反映させる。

□避難者へ自助による食料調達のための啓発資料の作成

被災規模が大きい場合や、発災初期、避難者数が多い場合等、避難者へ提供する食事
のエネルギー及び栄養量の確保や要配慮者への個別対応が難しい場合がある。一方、被
災地の復旧が進み、コンビニエンスストアやスーパー、飲食店等が再開され、食料調達
が可能となった場合、不足する栄養素の補給について、自助による調達も含め啓発す
る。

□個別の栄養相談の実施方法の設定

避難所生活が長期化することで、食欲不振や便秘、口内炎等の症状が現れる場合があ
る。また、摂食・えん下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ
者等の要配慮者もあり、個別に食事について相談ができる体制を整備しておく。なお、
個別相談の対応は、所属の管理栄養士・栄養士では対応できない場合があるため、人材
の派遣を要請するよう計画しておく。

□福祉避難所での食事提供支援の整備

福祉避難所で避難者を支援する場合の食事提供について、施設担当者と事前に協議を
しておくことが望ましい。施設で備蓄されている非常食または給食が提供されること
なることから、避難者の受入れ数に応じた備蓄や給食提供が可能となるよう依頼する。

□仮設住宅での支援体制の整備

避難所から仮設住宅への居住が始まると、これまでの提供される食事から自分で食事
を確保することになるため、食材の入手がしやすい環境にあるのか（近くに店がある、
移動販売車の手配、買い物ボランティアの活動調整等）、事前に配慮が必要である。ま
た、仮設に移動した直後は、今後の生活に不安を感じている被災者が多いことから、保
健師等と連携し、個別訪問により復興に向けた健康づくりを支援する。

仮設住宅団地ごとに集会所が設置される場合は、自治会や食生活改善のためのボラン
ティア等と連携し、健康教室や調理教室を開催する。

(6) 健康な食に関する普及啓発・健康教育

□家庭での非常食備蓄や災害時の調理工夫等の普及啓発

大規模災害では、行政の対応が機能するまでに時間を要することが予測されるため、
一般家庭の食料備蓄（最低3 日分、できれば1 週間分）を喚起する。

(7) 備蓄（協定）

□避難者に必要なエネルギー及び栄養量の確保

災害時の非常食の提供は、原則市町村が実施することとなる。市町村及び都道府県で
は非常食を備蓄又は協定を締結し、災害時に提供できる体制を整備している。アルファ
化米や乾パンといった主食と飲料水を備蓄しているところが多く、おかずとなる缶詰等
は協定による提供体制を整備しているところが多い。

備蓄または協定による食料の確保を検討する際、避難者に必要なエネルギー及び栄養
量の確保の観点から、市町村防災担当課と連携し、準備しておくことが望ましい。

□要配慮者に必要な食料の確保

摂食・えん下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者、乳児、妊産婦等の要配慮者に対し、必要なエネルギー及び栄養量を確保することが必要である。市町村防災担当課と連携し、必要な食料の備蓄または協定について整備する。

要配慮者に適した食料例

乳児	粉ミルク（哺乳瓶・お湯を含む）、アレルギー用粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード（離乳食）
妊産・授乳婦	野菜ジュース、果実ジュース、麦や強化米、栄養素調整食品（固形、ゼリー、飲料）、栄養ドリンク、栄養機能性食品等
高齢者	レトルト粥、汁物、とろみ剤、やわらかおかず（パウチ食品）等
疾病者	人工甘味料、低糖質食品、低たんぱく食品、減塩食品等
外国人等	イスラム教徒向けのハラール対応食等の宗教等に配慮した食品

(8) 炊き出し

□炊き出し担当部署との連携体制の整備

地域防災計画等に示されている炊き出しの担当課と連携し、炊き出しで提供する食事について、適切な栄養量であること、アレルギー等の要配慮者に対応できること、衛生的な調理・保管ができること等について協議しておく。

□炊き出しに必要な場所や人員、食材等の確保

炊き出しの実施場所について、市町村保健センターや公民館等、避難所としても利用される施設の場合、調理施設が避難者の居住や、洗面、洗濯等の生活場面に利用されることもあり、実際、炊き出しの調理ができなくなることも予想されるため、予め、炊き出しの実施場所を選定しておき、発災時には避難者の立入を制限する等の処置が必要である。炊き出しを実施する人員について、市町村内の団体等に事前に依頼し、平常時に炊き出しの訓練等を実施することで、発災時スムーズに炊き出しを実施することができる。

なお、炊き出しに使用する食材の確保方法や調理機器の準備等については、事前に整備しておく。

また、自衛隊に炊き出しを依頼する場合は、調理に必要な食材等は自治体で準備することが必要になるので、事前に食材の確保方法を検討しておく。

□炊き出しの献立または献立作成基準の作成

炊き出しで提供する食事は、エネルギー及び栄養量をなるべく確保できるよう準備しておく必要がある。また、避難生活が長期化する場合も想定し、同じ献立とにならないように、炊き出しの依頼先と事前に協議をしておく。

自衛隊が提供できる献立は、自衛隊員のために作成されたものであり、エネルギー及び栄養量が一般人より高く設定されている。自衛隊の献立を活用する場合は、量を減らす等の対応を事前に検討しておく。

□アレルギー疾患者への対応方法の設定

避難所等へ炊き出しを提供する際、避難者が食物アレルギーの原因食物が含まれているのか分かるように、献立表等の掲示を避難所でするように整備しておく。

食物アレルギーをもつ避難者への炊き出しの提供について、除去食や代替食による提供が可能かどうか等、提供方法について事前に協議をしておく。

□炊き出し担当としての管理栄養士・栄養士の配置計画

炊き出しで提供する食事において、適切な栄養量の確保や、食物アレルギー等の要配慮者への対応、食中毒及び感染症予防のための衛生管理といった観点から、炊き出しの食事内容や提供方法に関し、専門職である管理栄養士・栄養士を担当として配置し、関係課と連携のもと必要な調整を行う体制を整備しておく。

(9) 弁当等の提供

□食事調達部署との連携体制の整備

地域防災計画等で示されている食事調達に係る担当課と連携し、災害時に提供する弁当等の内容について、適切な栄養量の確保ができるよう事前に協議をしておく。

□弁当業者等との事前協議

災害時に提供する弁当等について、内容や運搬、保管等の方法を事前に協議しておく。また、協議にあたっては、管理栄養士・栄養士等の専門職と連携して実施する。

□弁当の給与栄養量の設定

災害時に提供する弁当等について、適切なエネルギー及び栄養量を確保するため、1日または1食あたりの給与栄養量を設定しておく。

□弁当の献立作成基準の作成

提供する弁当は、エネルギー及び栄養量をなるべく確保できるよう準備しておく必要がある。また、避難生活が長期化する場合も想定し、同じ献立とならないように、弁当の依頼先と事前に協議をしておく。

□温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供する方法の設定

避難所等への弁当等の提供において、食品衛生の観点から、保管温度には注意が必要となるが、避難者の食欲増進や、心の癒しのためにも、食べる際に、温かく食べることができるよう電子レンジや冷蔵庫等の配置を事前に検討しておく。

□要配慮者に対応した弁当の提供

災害時に摂食・えん下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者等の要配慮者への避難所での弁当提供をどうするのか、事前に協議し対策を講じておく。災害時に提供する弁当の献立表をもとに、管理栄養士・栄養士が要配慮者へ対応した献立の修正や、代替献立の提案等、助言できる体制を整備しておく。

□弁当提供担当として管理栄養士・栄養士の配置計画

提供する弁当について、適切な栄養量の確保や、摂食・えん下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者等の要配慮者への対応、食中毒及び感染症予防のための衛生管理といった観点から、弁当の内容や提供方法に関し、専門職である管理栄養士・栄養士を担当として配置し、関係課と連携のもと必要な調整を行う体制を整備しておく。

(10) 食中毒・感染症予防

□食中毒・感染症予防に係る対応の役割分担（保健師、管理栄養士・栄養士等）

災害時に避難所等で集団生活を行う場合、食中毒や感染症の予防が重要となる。平常時から予防対策の体制について、保健所と協議しておく。また、避難所で、配給された食事（食品）を衛生的に保管するための場所として、冷房設備のある部屋の確保や大型冷蔵庫の設置について事前に整備しておく。

災害時の予防対策例

- トイレ、手洗い設備、消毒液等衛生物品の現状把握
- 手洗い、消毒、マスク着用の普及啓発
- 有症状者の把握と対応
- 必要な物品の確保（トイレ、手洗い設備、衛生物品）
- 避難所の食事（食品）の衛生的な保管（冷房施設のある部屋、大型冷蔵庫設置）
- 避難所の食事の衛生管理状況の把握と指導
- 炊き出しの衛生管理状況の把握と指導
- 仮設住宅でのイベントにおける衛生指導

□各種様式の作成

災害時の食中毒防止の観点から、避難所へ配給される食品の賞味期限または消費期限、容器包装の破れや外観に異常がないか等、受け入れる際のチェック表を作成しておく。また、避難所で配食を担当するスタッフや、炊き出し等の調理従事者に対する自己衛生チェック表を事前に作成しておく。

食中毒予防のための様式例

- 食品配給チェック票
- 避難所衛生管理状況シート
- 自己衛生管理チェックシート(配食者、炊き出し調理従事者)

□啓発リーフレット等の作成

発災後は、職員の業務が増大し、また啓発資料作成にパソコンやプリンターが使えない等、資料作成が困難になることも想定されるため、平常時に啓発資料等を作成し、すぐに活用できるように準備しておく。また、外国人のために外国語版の啓発資料についても必要に応じて準備しておく。

感染症・食中毒防止のための啓発リーフレット作成

- 熱中症予防のための啓発リーフレット
- 避難者への食事の置き置き注意の啓発リーフレット
- 手洗いの啓発リーフレット
- 食品の取り扱いに関する啓発リーフレット

(11) 受援体制の整備

①物資(食料関係)

- 物資受入れの担当課との連携体制の整備
- 支援物資の仕分け担当として管理栄養士・栄養士の配置計画

避難者の適正なエネルギー及び栄養量の確保のため、市町村災害対策本部又は物資・食料調達部門と連携のもと、管理栄養士・栄養士が、受け入れた支援物資の内容を把握し、栄養的な視点から、支援物資を避難所等へ提供する体制を整備しておく。また、必要な物資について、市町村災害対策本部又は物資・食料調達部門と連携のもと、協定先や保健所等へ要請する体制を整備しておく。

- 特殊栄養食品の受け入れ場所の整備

食事の配慮が必要な人に対応する食品(例 食物アレルギー対応食品や栄養補助食品、介護食、とろみ剤等)が支援物資の中に紛れ込まないように提供する場所を整備する。
なお、物資の調達から仕分け、在庫管理、配送などについては、栄養士会(JDA-DAT)の管理栄養士・栄養士の派遣を要請する等の計画をしておく。

②人材

- 管理栄養士・栄養士の派遣依頼方法の設定

災害時の栄養・食生活支援活動について、管理栄養士・栄養士等の派遣依頼(受援)が必要となった場合の依頼体制や方法を災害対策本部と連携のもと協議しておく。

派遣依頼の流れ

- 行政管理栄養士・栄養士
 - 市町村 → 管轄の保健所 → 愛知県健康対策課 → 厚生労働省
 - 市町村 → 連携協定先の市町村
- 栄養士会(JDA-DAT 含む)
 - 市町村 → 管轄の保健所 → 愛知県健康対策課

- 受援者への受援内容の計画作成

災害時の栄養・食生活支援活動について、管理栄養士・栄養士等の派遣を依頼する場合は、求める受援内容に応じた人数の依頼ができるよう、事前に必要となる支援活動について検討しておく。

受援計画例（フェーズ2～フェーズ3の期間、1市町村あたり）

受援人数	受援業務(何を)	必要数(どのくらい)	依頼者(誰に)
プレーヤー ()名	備蓄食料及び支援物資の 栄養量調整(手配)		1名 行政管理栄養士・ 栄養士
	食事の配慮が必要な人に 対応する食品手配	(1)箇所×(2)名	(2)名 栄養士会
	提供食の調整支援(炊き 出し、弁当等)		2名 行政管理栄養士・ 栄養士
	避難者への巡回栄養相談	避難所数()箇所 /(5)箇所×(2)名	() 名 栄養士会又は 行政管理栄養士・ 栄養士
	避難所の食品衛生助言、 食品保管状況の確認・ 指導	避難所数()箇所 /(5)箇所×(2)名	() 名 行政管理栄養士・ 栄養士
	避難所の食事調査・評価 ・支援(要配慮者含む)	避難所数()箇所 /(5)箇所×(2)名	() 名 行政管理栄養士・ 栄養士又は栄養 士会
コーディネーター ()名	栄養・食生活支援コディ ネーター(派遣管理栄養士・栄 養士の活動調整、通常業 務の再開計画等)		1～2 名 行政管理栄養士・ 栄養士又は DHEAT

□支援者に対する地域情報の提供体制の整備

他自治体から派遣された管理栄養士・栄養士に提供するため、地域情報関係資料を作成・整備する。保健師が作成している「災害時地域まるわかり情報シート」等を活用する。

□支援者間の連携体制の整備

災害時の栄養・食生活支援活動について、複数の管理栄養士・栄養士を同時に受援する場合、それぞれの支援活動状況について、情報共有を図るためのミーティング等の開催を計画しておく。また、多職種の保健活動支援チームとの情報共有のためのミーティングにも参加できるように体制を整備しておく。また、支援活動の内容等を記載する様式は事前に作成しておき、受援の際に提供できるように整備しておく。

活動記録、連携のための様式例

- 栄養・食生活支援実施報告書
- 栄養・食生活相談票
- 栄養・食生活要配慮者支援状況一覧

□災害時の栄養・食生活支援に関する研修会の実施と連携

行政管理栄養士・栄養士の危機管理能力向上のための研修実施

災害を含めた健康危機管理時では、発災時から被災地及び被災者の状況に合わせた臨機応変な対応が求められる。シミュレーションによる総合的なアセスメント能力向上のための研修や、関係職種や他機関との連携等に必要な調整能力を向上させるための研修、災害時の保健活動(栄養・食生活支援を含む)の根拠となる法律や概念などの基本的知識を学ぶ研修等を継続して実施する。

関係職種や他機関との連携体制構築のための研修又は訓練の実施

災害時の栄養・食生活支援活動を効果的かつ効率的に実施するためには、防災担当をはじめとした関係各課や栄養関係団体、食生活改善のためのボランティア団体、自衛隊等の関係機関と連携しておくことが重要である。平常時からそれぞれの機関と会議や研修、訓練を共同で実施する等の連携調整を図っておく。

2 保健所の取組

(1) 支援体制の整備

□管理栄養士・栄養士の適正配置

被災者支援を担う市町村において、管理栄養士・栄養士の配置状況により栄養・食生活支援に係る対応は大きく異なる。必要な支援が可能となるよう平常時から適正な配置をしておく。

□災害時の栄養・食生活支援活動に係る共通理解

災害時の栄養・食生活支援活動の必要性について、所内及び自治体内で理解を得ることが、実際の活動において有効である。特に、平常時から行政管理栄養士・栄養士の活動を通し、顔の見える関係づくり（信頼）や専門職としての発言力、調整力を発揮しておくことが必要である。

□災害時の栄養・食生活支援活動に係る要請

災害の規模に応じて必要な人的、物的要請を関係部署に伝えることができるよう、連携体制を整備しておく。

(2) 地域防災計画またはマニュアル等の整備、教育研修

□災害時の栄養・食生活支援に係るマニュアル等の整備

災害発生時は、所内にいる職員または登庁できた職員で対応することになる。そのため、災害時の栄養・食生活支援に必要な事項及び帳票類の整備、周知をしておく。

発災直後に対応すべき優先事項

- ・市町村の管理栄養士・栄養士又は保健師の出勤状況（連絡網）
- ・管内給食施設の被災状況確認（連絡網・EMIS）
- ・本庁へ被災状況（概要）の報告（電話・メール）
（避難所開設後に対応すべき事項）※市町村の確認状況を把握する
- ・避難所等への食品提供状況確認（災害対策本部、EMIS）
- ・要配慮者の把握（避難所受付票、健康相談票、避難所避難者の状況日報、EMIS）

□アクションカードの作成

アクションカードは、限られた人員と資源で効率的に対応を行っていくため、カードを読めば必要な行動がわかるように準備しておくものである。

保健所の現状や災害時の体制等に合わせて作成し、平常時から職場内で共有して実際に動けるようにしておく必要がある。

□災害時の栄養・食生活支援に係る研修を開催または受講

地域の体制に応じた支援活動について、整備したマニュアル等の普及や連携した取組みの実現に向け、所内（課内）職員はもとより、関係各課や関係機関、団体等との検討会や研修会を開催又は参加し、災害時の対応に備える。

(3) 提供食の把握

□災害時に被災者へ提供する食事内容の把握

市町村の地域防災計画等を参考に、備蓄状況や提供食について把握しておく。人口に対して何日分あるのかも把握しておく。また、栄養・食生活支援の視点から必要な食料等について、市町村の防災担当課及び食料供給の担当課へ提案する

□食事提供に係る担当部署の把握

市町村の防災計画をもとに、食料及び水の供給の担当部署を把握しておく。また、平常時から担当課の職員と顔の見える関係を構築しておく。

□食事調査の方法の設定

避難所等で提供される食事について、適切なエネルギー及び栄養量を確保するために食事調査を実施するため、方法等について市町村・県庁等と調整する。食事調査の実施にあたり、調査方法や調査に必要な人材（管理栄養士・栄養士）の確保、集計・解析方法等について設定しておく。また、集計及び解析については、大学等の協力を得る等、迅速に実施できる体制を整備する。

(4) 給食施設等の支援調整

□管内給食施設の非常食備蓄状況の把握

平常時に巡回指導等を利用して、各給食施設の非常食備蓄状況について把握し、必要な整備がされるよう助言する。

備蓄状況のチェックポイント例

- 備蓄日数：3日分以上
- 備蓄量：入所者＋職員数（当直、深夜勤務等）＋避難者数（福祉避難所の場合）
- 非常食の種類：一般用、特別食用、摂食・えん下困難者用、経管栄養等
- 非常食の献立：提供種類別に献立例を作成しているか
- 非常食の栄養量：1人1日当たり目標量（平常時）を満たしているか
- 熱源の確保：電気、ガスの供給がない場合の対応があるか
- 食器等の準備：使い捨て食器、はし、スプーン等の準備をしているか
- 保管場所：場所が明確になっているか、適正な場所に保管されているか
- 非常食の更新：賞味期限が過ぎていないか、更新して補充されているか
- 提供方法：エレベーターの停止やスタッフ不足の場合の配膳方法を決めているか
- 他職種への周知：給食部門以外の職員に非常食の場所や献立、提供方法について周知しているか

□施設内の災害時対応マニュアル等が整備されているか把握

発災により、施設の管理栄養士・栄養士や調理従事者も被災する場合があります。入所者への食事提供や栄養管理に係る対応について、マニュアル等を整備し、施設内で周知されるよう助言する。

マニュアルのチェックポイント例

- ・発災時の連絡、指示体制が整備されている
- ・厨房設備が使用不可となった場合の給食提供方法を検討している
- ・調理従事者が不足する場合の対応方法を検討している
- ・搬入業者による食材搬入が困難な場合の対応を検討している
- ・災害時の対応訓練を施設内や協定施設間で実施している

□他施設との連携体制を整備しているか把握

発災により自施設での給食提供が不可となった場合に備え、他施設との連携（支援協定）が可能であるか検討しておく（食支援、人的支援）

(5) 被災者支援 ※市町村の実施状況の把握

□避難者へ自助による食料調達のための啓発資料の作成

被災規模が大きい場合や、発災初期、避難者数が多い場合等、避難者へ提供する食事のエネルギー及び栄養量の確保や要配慮者への個別対応が難しい場合がある。

一方、被災地の復旧が進み、コンビニエンスストアやスーパー、飲食店等が再開され、食料調達が可能となった場合、不足する栄養素の補給について、自助による調達も含め啓発する。

□個別の栄養相談の実施方法の設定

避難所生活が長期化することで、食欲不振や便秘、口内炎等の症状が現れる場合がある。また、摂食・えん下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者等の要配慮者もあり、個別に食事について相談を受ける体制を整備しておく。

なお、個別相談の対応は、所属の管理栄養士・栄養士では対応できない場合があるため、人材の派遣を要請するよう計画しておく。

□福祉避難所での食事提供支援の整備

非常食の備蓄内容等については、特定給食施設指導等の業務を活用して確認を行う。

□仮設住宅での支援体制の整備

避難所から仮設住宅への居住が始まると、これまでの提供される食事から自分で食事を確保することになるため、食材の入手がしやすい環境にあるのか（近くに店がある、移動販売車の手配、買い物ボランティアの活動調整等）、事前に配慮が必要である。

また、仮設に移動した直後は、今後の生活に不安を感じている被災者が多いことから、保健師等と連携し、個別訪問により復興に向けた健康づくりを支援する。

（6）備蓄（協定） ※市町村の実施状況の把握

□避難者に必要なエネルギー及び栄養量の確保

災害時の非常食の提供は、原則市町村が実施することとなる。市町村及び県では非常食を備蓄又は協定を締結し、災害時に提供できる体制を整備している。

アルファ化米や乾パンといった主食と飲料水を備蓄しているところが多く、おかずとなる缶詰等は協定による提供体制を整備しているところが多い。

備蓄または協定による食料の確保を検討する際、避難者に必要なエネルギー及び栄養量の確保の観点から、市町村防災担当課と連携し、準備しておくことが望ましい。

（7）弁当等の提供 ※市町村の実施状況の把握

□食事調達部署との連携体制の整備

地域防災計画等で示されている食料調達に係る担当課と連携し、災害時に提供する弁当等の内容について、適切なエネルギー及び栄養量の確保ができるよう事前に協議をしておく。

□弁当の給与栄養量の設定

災害時に提供する弁当等について、適切なエネルギー及び栄養量を確保するため、1日または1食あたりの給与栄養量を設定しておく。

□要配慮者に対応した弁当の提供

災害時に提供する弁当の献立表をもとに、管理栄養士・栄養士が要配慮者へ対応した献立の修正や、代替献立の提案等、助言できる体制を整備しておく。

（8）食中毒・感染症予防 ※市町村の実施状況の把握

□各種様式の作成

災害時の食中毒防止の観点から、避難所へ配給される食品の賞味期限または消費期限、容器包装の破れや外観に異常がないか等、受け入れる際のチェック表を作成しておく。

また、避難所で配食を担当するスタッフや、炊き出し等の調理従事者に対する自己衛生チェック表を事前に作成しておく。

食中毒予防のための様式例

□食品配給チェック票

□避難所衛生管理状況シート

□自己衛生管理チェックシート(配食者、炊き出し調理従事者)

□啓発リーフレット等の作成

発災後は、職員の業務が増大し、また啓発資料作成にパソコンやプリンターが使えない等、資料作成が困難になることも想定されるため、平常時に啓発資料等を作成し、すぐに活用できるように準備しておく。

感染症・食中毒防止のための啓発リーフレット作成

- 熱中症予防のための啓発リーフレット
- 避難者への食事の取り置き注意の啓発リーフレット
- 手洗いの啓発リーフレット

(9) 受援体制の整備

①物資(食料関係)

- 物資受入れの担当課との連携体制の整備
- 支援物資の仕分け担当として管理栄養士・栄養士の配置計画

必要な物資について、市町村災害対策本部又は物資・食料調達部門と連携のもと、協定先や県庁等へ要請する体制を整備しておく。

②人材

□管理栄養士・栄養士の派遣依頼方法の設定

災害時の栄養・食生活支援活動について、管理栄養士・栄養士等の派遣依頼(受援)が必要となった場合の依頼体制や方法を災害対策本部と連携のもと協議しておく。

派遣依頼の流れ

- 行政管理栄養士・栄養士
市町村 → 管轄の保健所 → 愛知県健康対策課 → 厚生労働省
- 市町村 → 連携協定先の市町村
- 栄養士会 (JDA-DAT 含む)
市町村 → 管轄の保健所 → 愛知県健康対策課

□受援者への受援内容の計画作成

災害時の栄養・食生活支援活動について、管理栄養士・栄養士等の派遣を依頼する場合は、求める受援内容に応じた受援人数の依頼ができるよう、事前に必要となる栄養・食生活支援活動について検討しておく。

受援計画例 (フェーズ2~フェーズ3の期間、1市町村あたり)

受援人数	受援業務(何を)	必要数(どのくらい)	依頼者(誰に)
プレーヤー ()名	備蓄食料及び支援物資の栄養量調整(手配)		1名 行政管理栄養士・栄養士
	食事の配慮が必要な人に対応する食品手配	(1) 箇所×(2)名	(2)名 栄養士会
	提供食の調整支援(炊き出し、弁当等)		2名 行政管理栄養士・栄養士
	避難者への巡回栄養相談	避難所数()箇所 / (5) 箇所×(2)名	()名 栄養士会又は行政管理栄養士・栄養士
	避難所の食品衛生助言、食品保管状況の確認・指導	避難所数()箇所 / (5) 箇所×(2)名	()名 行政管理栄養士・栄養士
	避難所の食事調査・評価・支援(要配慮者含む)	避難所数()箇所 / (5) 箇所×(2)名	()名 行政管理栄養士・栄養士又は栄養士会
コーディネーター ()名	栄養・食生活支援コーディネート(派遣管理栄養士・栄養士の活動調整、通常業務の再開計画等)		1~2名 行政管理栄養士・栄養士又はDHEAT

□支援者に対する地域情報の提供体制の整備

他自治体から派遣された管理栄養士・栄養士に提供するため、地域情報関係資料を作成・整備する。保健師が作成している「災害時地域まるわかり情報シート」等を活用する。

□支援者間の連携体制の整備

支援活動の内容等を記載する様式は事前に作成しておき、受援の際に提供できるように整備しておく。

活動記録、連携のための様式例

- 栄養・食生活支援実施報告書
- 栄養・食生活相談票
- 栄養・食生活要配慮者支援状況一覧

□災害時の栄養・食生活支援に関する研修会の実施と連携

行政管理栄養士・栄養士の危機管理能力向上のための研修実施

災害を含めた健康危機管理時では、発災時から被災地及び被災者の状況に合わせた臨機応援な対応が求められる。シミュレーションによる総合的なアセスメント能力向上のための研修や、関係職種や他機関との連携等に必要な調整能力を向上させるための研修、災害時の保健活動（栄養・食生活支援を含む）の根拠となる法律や概念などの基本的知識を学ぶ研修等、継続して実施する。

関係職種や他機関との連携体制構築のための研修又は訓練の実施

災害時の栄養・食生活支援活動を効果的かつ効率的に実施するためには、防災担当をはじめとした関係各課や栄養関係団体、食生活改善のためのボランティア団体、自衛隊等の関係機関と連携しておくことが重要である。平常時からそれぞれの機関と会議や研修、訓練を共同で実施する等、連携調整を図っておく。

3 県庁の取組

(1) 支援体制の整備

□管理栄養士・栄養士の適正配置

被災者支援を担う市町村において、管理栄養士・栄養士の配置状況により栄養・食生活支援に係る対応は大きく異なる。必要な支援が可能となるよう平常時から適正な配置をしておく。

□災害時の栄養・食生活支援活動に係る共通理解

災害時の栄養・食生活支援活動の必要性について、所内及び自治体内で理解を得ることが、実際の活動において有効である。特に、平常時から行政管理栄養士・栄養士の活動を通し、顔の見える関係づくり（信頼）や専門職としての発言力、調整力を発揮しておくことが必要である。

□災害時の栄養・食生活支援活動に係る要請

災害の規模に応じて必要な人的、物的要請を関係部署に伝えることができるよう、連携体制を整備しておく。

(2) 地域防災計画またはマニュアル等の整備、教育研修

□地域防災計画に、栄養・食生活支援に係る内容の記載

地域防災計画に、被災者への食料供給体制や栄養・食生活支援体制、要配慮者への支援体制、一般家庭における食料備蓄の普及啓発の4項目は掲げ、行政内での周知をしておく。なお、各項目の詳細については、別途、マニュアル等を整備しておく。

栄養・食生活支援に係る内容例

- ・食料供給体制の記載
（備蓄量、備蓄方法、備蓄場所、輸送方法、備蓄内容等）
- ・栄養・食生活支援体制の記載
（被災者の健康及び栄養状態の維持（提供食の栄養基準設定、献立作成、食事調査・評価等）、栄養相談対応、食品衛生助言等）
- ・要配慮者への支援体制記載
（要配慮者の設定、把握方法、提供食の内容、個別相談対応等）
- ・一般家庭における食料備蓄の普及啓発の記載
（備蓄量、備蓄内容、熱源確保、調理法等）

□災害時の栄養・食生活支援に係るマニュアル等の整備

災害発生時は、所内にいる職員または登庁できた職員で対応することになる。そのため、災害時の栄養・食生活支援に必要な事項及び帳票類の整備、周知をしておく。

発災直後に対応すべき優先事項

- ・市町村の管理栄養士・栄養士又は保健師の出勤状況（連絡網）
- ・保健所へ被災状況（概要）の報告（電話・メール）
（避難所開設後に対応すべき事項）
- ・避難所等への食品提供状況確認（災害対策本部、広域災害・救急医療情報システム（EMIS））
- ・要配慮者の把握（避難所受付票、健康相談票、避難所避難者の状況日報、EMIS）

□アクションカードの作成

アクションカードは、限られた人員と資源で効率的に対応を行っていくため、カードを読めば必要な行動がわかるように準備しておくものである。

県庁の現状や災害時の体制等に合わせて作成し、平常時から職場内で共有して実際に動けるようにしておく必要がある。

□災害時の栄養・食生活支援に係る研修の開催または受講

地域の体制に応じた支援活動について、整備したマニュアル等の普及や連携した取り組みの実現に向け、所内（課内）職員はもとより、関係各課や関係機関、団体等との検討会や研修会を開催又は参加し、災害時の対応に備える。

（３）提供食の把握

□食事調査の方法の設定

避難所等で提供される食事について、適切なエネルギー及び栄養量を確保するために、食事調査を実施するため、市町村・保健所等と調整する。食事調査の実施にあたり、調査方法や調査に必要な人材（管理栄養士・栄養士）の確保、集計・解析方法等について設定しておく。また、集計及び解析については、大学等の協力を得る等、迅速に実施できる体制を整備する。

（４）要配慮者の把握

□栄養・食生活支援が必要な要配慮者の対象の決定

災害時に、食事に関する対応が必要となる者の対象を保健師等と連携し、保健活動の対象とあわせて決めておく。

把握対象例

- 摂食・えん下困難者（高齢者・障害者含む）
- 食事制限がある慢性疾患者（糖尿病、高血圧、腎疾患等）
- 食物アレルギー疾患者
- 乳児（母乳・粉ミルク、特殊ミルク、離乳食）
- 妊産婦
- 身体・知的・精神障害者
- 経管栄養（胃瘻、鼻腔）
- 外国人
- その他（ ）

□栄養・食生活支援が必要な要配慮者数の推定

要配慮者数の把握は、災害時に避難所等での受付等を利用して把握することとなるが、事前に乳幼児健診や特定健康診査、レセプト等の情報を基に、対象数を推定しておく、要配慮者に必要な備蓄食品の準備に有効である。

（５）受援体制の整備

①物資（食料関係）

□特殊栄養食品ステーションの設置計画（協定）

避難所で提供される食事だけでは困難な要配慮者へ提供する、特殊栄養食品等の食料を確保する。

なお、確保の要請において、愛知県栄養士会と協定を締結しているため、日本栄養士会（JDA-DAT）の協力による特殊栄養ステーションがスムーズに設置できるよう、平常時に関係機関と協議しておく。

□特殊栄養食品ステーション（又はサテライト）設置場所の把握

県内1か所（県庁内等）の設置場所を検討する。また、被害が大きい場合には被災地ごとに「サテライト」の設置場所を検討する。

【memo】 特殊栄養食品ステーション

（公社）愛知県栄養士会は、大規模災害時に管理栄養士が関わり提供されることが望ましい食品（アレルギー対応食品、母乳代替食品、高齢者用食品、病者用食品等）を避難所等で配布される食事が食べられない要配慮者に届けるため、「特殊栄養食品ステーション」を県内1か所に設置する。

さらに、被害が大きい地域には「サテライト」を設置する。

②人材

□受援者への受援内容の計画作成

受援計画例（フェーズ2～フェーズ3の期間）

受援人数	受援業務(何を)	必要数(どのくらい)	依頼者(誰に)
コーディネーター ()名	栄養・食生活支援コーディネート(派遣管理栄養士・栄養士の活動調整、通常業務の再開計画等)	1～2名	行政管理栄養士・栄養士又はDHEAT

□支援者に対する地域情報の提供体制の整備

他自治体から派遣された管理栄養士・栄養士に提供するため、地域情報関係資料を作成・整備する。保健師が作成している「災害時地域まるわかり情報シート」等を活用する。

□災害時の栄養・食生活支援に関する研修会の実施と連携

行政管理栄養士・栄養士の危機管理能力向上のための研修を実施する。また、関係職種や他機関との連携体制構築のための研修又は訓練を実施する。

4 関係団体等の取組

(1) 公益社団法人愛知県栄養士会

□災害時栄養・食生活支援に係る研修会の開催

日本栄養士会災害支援栄養チーム(JDA-DAT)リーダーを中心にスタッフ養成研修会、生涯教育研修会等により、演習やグループワーク等の実践的な研修を実施し、会員の災害時栄養・食生活支援のスキルアップを図る。

日本栄養士会災害栄養チーム(JDA-DAT)

日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害が発生した場合に、迅速に被災地域内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して緊急栄養補給物資等の支援を担う専門的知識と技術を持った管理栄養士・栄養士

□災害時に従事可能な管理栄養士・栄養士等の確保

災害時に派遣が可能な管理栄養士・栄養士について事前に把握しリストアップする。

□防災訓練等での栄養・食生活支援

防災訓練等の際に、行政や食生活改善のためのボランティア等の団体と連携し、炊き出し体制の確認等を通じて地域の栄養・食生活支援体制の強化を図る。

(2) 食生活改善のためのボランティア

□地域での炊き出し体制の確認

市町村と連携し、地域の避難所となる公民館等の調理器具や熱源等を確認する。また、災害時の献立の調理実習等により事前学習する。

□研修会等の実施

研修会等を開催し、各市町村の活動報告や情報交換を通じてスキルアップを図る。